

ノーマライゼーション条例づくり 誰もが共に地域で暮らせるさいたま市を目指して

3月より始まった、条例について話し合う100人委員会も全10回を終えました。誰もが共に地域の一員として自分らしく、当たり前で暮らせるさいたま市を目指して、多くの市民のみなさんが真剣に、想いを込めて意見を出し合い、議論を積み重ねてきました。これらの貴重な意見を一つ一つ受け止め、条例案を仕上げていきます。

第9回 中間報告について 9月11日(土) プラザノース

7月に皆さんにお配りした中間報告案について、再度、意見を交換し合いました。意見としては、医療に関する内容、家族への支援に関する内容の追加・充実を求める声が挙がりました。

また、教育に関する項目があるもの、「学校や教育を選ぶ主体は本人や保護者ということを確認すべき」「コーディネーターが学校と保護者の間に入り、意図をしっかりと伝えて話し合いができるような仕組みがほしい」「特別支援学級と通常学級の交流の場を多くつくってほしい」といったように具体的な意見が寄せられました。

他にも、「『意思疎通への支援』という表現を『情報アクセス』や『コミュニケーション保障』としたほうが伝わるのでは?」といったように、文言や表現に関する指摘も多くなされました。また、条例の浸透・広報についても議論がなされ、「条例ができた後、条例を生きたものにしていくためにも、市民、当事者、関係者も含めて幅広く必要性や意義、内容を共有していくという自分たちの行動、運動も大事ではないか」という声も寄せられました。

中間報告では、包括的な表現が多く用いられています。これは、大きく括ることによって、あらゆる障害のある方が抱えるあらゆる困難や差別に対応できるような条例にしたいと考えているからです。個別具体的な課題については、障害者施策推進協議会で受け止め、平成24年度からの障害者総合支援計画策定に向けて議論していきます。

市民全体が、「市民全ての誰もが幸せになりうる権利がある」ということを認め合って、そういう地域社会やそれを実現するためのサービスを作り上げていくために、市民全体でこの条例をつくっていきます。

News 9月19日(日) ブラインドサッカーを通じた条例PRを行いました★

9月19日(日)に岩槻文化公園で開催された「さいたま市ふれあいスポーツ大会2010」において、視覚障害者によるサッカーである「ブラインドサッカー」を通じて「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)」のPR活動が行われました。当日は日本ブラインドサッカー協会から講師を招き、大宮アルディージャのボランティアスタッフの協力の下、ブラインドサッカーに親しむための各種イベントが催されました。さいたま市長も駆けつけ、手話応援も繰り上げられるなど、盛大なイベントとなりました。

※当日の様子はNHKニュース(9月19日正午)や埼玉新聞(9月20日付)で報道されました。



アイマスクをつけ視覚障害者のサッカーを体験する参加者



↑当日は多くの地域の皆さんに参加頂きました。→大宮アルディージャのマスコット「アルディ」君も参加しました。

本件に関するお問合せ窓口・参加申込受付 さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 企画係

【電話】048-829-1305 【FAX】048-829-1981

【メール】shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp 【住所】〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4

【ホームページ】<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1260336773439/index.html>

さいたま市のトップページ左側に条例制定webのバナーを掲載中です。



第10回 条例の名称案、前文案、中間報告について 9月28日(火) 与野本町コミュニティセンター

条例の名称については、いくつかの案をもとに話し合いました。その中でも、条例の名称に「障害者」という言葉を入れるかどうかについては、「『障害があっても権利が守られる』ということをお願いしたいので明記すべき」という声がある一方、「障害者だけでなく、市民みんなのための条例にしたい」という思いもあり、議論が分かれました。他には、「『共に生活する』『誰もが共に』という表現を入れたい」「ノーマライゼーションの理念を浸透させていけるよう名称にしたい」といった意見が挙げられました。

条例の前文案には、「障害の有る無しにかかわらず」「権利の主体であること」を明記している点を評価する声が多く寄せられました。その他、「さいたま市らしさを出してほしい」という要望が出されました。中間報告の表現や内容についても、前回に引き続き、細かな指摘が挙げられました。今後は、これまで寄せられた差別事例や100人委員会での議論、タウンミーティングやパブリックコメントでの意見を受けとめ、条例の最終報告案を仕上げていきます。その後、ホームページで公表すると共に、100人委員会の参加者の皆さんにお知らせします。

障害のある人の差別をなくすため、様々な本音を出し合いながら、歩調を合わせつつ、この条例を地域社会に根付かせて行くための出発点として、100人委員会のかけがえのない営みがありました。今後、条例推進体制の一環として、「障害に関する市民会議」の設置し、引き続き、市民、当事者の声を生かし、施策を充実させていくための方策を検討していきます。この条例は、障害のある人の権利を真ん中に据えて考えてきた条例であります。条例の実現を通じて、全ての人がさいたま市という地域の中でより生き生きと生活することができること、全ての人権の権利と豊かさ、幸福権の実現を目指しています。ぜひ、地域の皆さんの理解を深めていくためにご協力をお願い致します。

絆をつなぐ「清水はやと市長と語る」タウンミーティングでは、条例をテーマに話し合いを行っています

2010年後期のタウンミーティングは、10～11月にさいたま市全10区で開催され、「ノーマライゼーション条例の制定について」清水勇人さいたま市長と公募で集まった市民が意見交換を重ねています。これまでは、参加者の皆さんが地域でそれぞれに感じている悩みや思いをもとに、教育・就労の充実、バリアフリー化の実現や地域生活を支える仕組み、市民の理解を広げていくための今後の取り組みなどについて活発な議論が行われました。こちらで寄せられた貴重な意見も、条例づくりや施策の検討に反映させていきます。



市民の皆さんが地域で感じていることについて市長と意見交換をしました。(10月16日 北区タウンミーティングの様子)

タウンミーティング 開催日程	午前		午後	
	開催区	場所(開始時間 各90分)	開催区	場所(開始時間 各90分)
10月 2日(土)	大宮区	生涯学習総合センター (10時～)	西区	西区役所 (14時半～)
10月16日(土)	北区	北区役所 (10時半～)	見沼区	見沼区役所 (15時～)
10月24日(日)	緑区	プラザイースト (10時～)	岩槻区	岩槻駅東口コミュニティセンター(14時半～)
11月21日(土)	中央区	与野本町コミュニティセンター(10時～)	桜区	桜区役所 (14時半～)
11月23日(火・祝)	浦和区	浦和コミュニティセンター(10時半～)	南区	文化センター (15時～)

※申し込み受付は終了しました。詳細は、さいたま市ホームページをご覧ください。

「ようこそ市長室へ 絆をつなぐ清水勇人」のパナー→「絆をつなぐ」の中の【タウンミーティング】をクリック



条例づくりの流れ みなさんの意見をもとに最終報告をつくり、市長へ答申します。その後、議会にて話し合いを行います。

